

山梨県峡南地域の秋の味覚、日本酒、ワインを楽しむ会

日本三大急流・富士川流域の山梨県峡南地域。バスの中から地元ナビゲーターによる農業・農村・歴史のお話を聞きながら、峡南地域をめぐり、秋の味覚、日本酒、ワインなどを楽しむスペシャルな1日。

日程：2019年10月20日(日)日帰り(昼食付)

料金：甲府発着の方・・・12,000円

峡南発着の方・・・10,000円

定員：25名(最少催行人数 15名)

締切：10月10日(木)

- * 定員になり次第締め切らせていただきます。
- * 最少催行人数に達しない場合は中止とさせていただきます。
- * 旅行代金には、貸切バス代、エダマメ摘み取り体験代(最低2kgお持ち帰り)、昼食代(日本酒付)、保険諸経費、消費税を含みます。
- * エダマメ摘み取り体験は少雨決行となります。念の為、カッパをご持参ください。
- * 台風等の荒天の場合は、中止となる場合がございます。



富士川流域峡南地域

富士川に流れ込む支流の流域ごとに、豊かな自然や歴史・文化に育まれた地域資源、伝統的な地場産業が根付く峡南地域。



大聖寺(だいしょうじ)

住職のご案内で参拝。国指定重要文化財の秘蔵の「木造不動明王坐像」を特別に御開帳。



あけぼの大豆

身延町八日市場の「あけぼの大豆」の畑でエダマメ摘み取り体験。最低2kg(2,500円相当)以上のお持ち帰り保証。



おかめ鮎

ランチは、峡南地域で採れた食材を活かした特製弁当「金のこしべんと」、日本酒、桑茶のソフトクリーム。



萬屋酒造店(春鶯囀)

1790年(寛政2年)に富士川町青柳の地に開かれ、“地酒である以上は酒米、水とともに地元でこだわる”という酒蔵。



楽園葡萄酒醸造所

1940年に市川大門に開かれた醸造場。甲府盆地を見下ろす小高い丘の中腹にある地域に根ざしたワイナリー。

10月20日(日)

【集合、出発】

【甲府発着】9:40 甲府駅

(参考：新宿駅 8:00発 JR特急かいじ 9:28 甲府駅着)

貸切バスにて

【峡南発着】10:20 JR身延線 諏訪口駅

(参考：静岡駅 8:17発 JR特急ワイドビューふじかわ 10:04 諏訪口駅着)

10:40～12:30 大聖寺、あけぼの大豆摘み取り体験(身延町八日市場)

13:00～14:00 [昼食]おかめ鮎(富士川町) 特製弁当「金のこしべんと」を山梨県産米を使用した峡南の日本酒と、桑茶のソフトクリーム付。

14:10～15:10 萬屋酒造店(富士川町) 社長の芦沢さんの工場ご案内と地元の酒米「玉栄」、「吟のさと」による地酒などの試飲(試飲グラスはお持ち帰りいただけます。)

15:20～16:15 楽園葡萄酒醸造所(市川三郷町) 一瀬代表の工場見学とワインテイスティング(5種予定)

*【峡南発着】の方は、こちらで解散となります。ご希望の方は、JR身延線 市川本町駅までお送りします。

【甲府発着】17:00[解散]甲府駅

※運行バス会社：敷島観光バスまたは同等クラス
※交通状況、天候等により変更になる可能性があります。
※集合場所の詳細は、お申し込み後にご案内いたします。

お申込み
お問合せ

株式会社タビゼン

URL: <http://www.tabizen.jp/>

MAIL: info@tabizen.jp TEL: 0551-45-8279

* 詳細、追加情報はホームページでご確認いただけます。ホームページのお申し込みカードよりお申し込み可能です。

* 留守電の場合は、メッセージを入れていただくかメールでのご連絡をお願いします。

* お申し込みの際には、必ず旅行条件書(裏面)をお読みいただき、事前に内容確認の上お申し込みください。前金で旅行代金をお支払いいただけます。

旅行企画実施：株式会社タビゼン

山梨県北杜市高根町村山北割2033-1/info@tabizen.jp TEL:0551-45-8279

山梨県知事登録旅行業 第2-282号/総合旅行業務取扱管理者 須藤治浩

【募集型企画旅行取引条件説明書面】お申し込みの際には、必ずこの旅行条件書と各ツアー毎のご案内を必ずお読みください。

■ 申し込みの方法と旅行契約の成立、旅行代金のお支払いについて

○当社または当社の委託販売旅行業者が予約成立画面または予約確認・入金依頼メールに表示する日までに、指定の口座に申込金をお振り込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれの一部または全部として取扱います。旅行契約は当社が申込金を受理したときに成立するものとします。

なお、当社が予約成立画面または予約確認・入金依頼メールに表示する日までに申込金の振り込みがない場合は予約はなかったものとします。

■ 申し込みにあたってのお願い

○a. 健康を害している方、b. 身体に障害のある方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

○複数の旅行者を一度にお申し込みになる場合は、代表者を定めその代表者の方からお申し込みください。当社は、お申し込みいただいた方を契約責任者として契約締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、旅行業務に関する取引を行います。

■ 旅行契約内容・代金の変更

○当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。

○当社は、著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。この場合、当社が旅行代金を増額するときは、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。

○奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

■ 旅行契約の解除

○お客様が下記の理由で旅行契約を解除した場合は取消料はいただきません。・当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「旅程保証」の項目の表左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。・旅行に利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が増額されたことにより当社が旅行代金を増額した場合。

・当社が確定日程表を契約書面（取引条件説明書面の記載事項の交付をもって契約書面の記載事項の交付があったものとして取り扱う場合には当該取引条件説明書面の記載事項。以下において同じ。）に記載する日までに交付しない場合。

・当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程どおりの実施が不可能となったとき。

○当社は、次の場合は旅行契約を解除することがあります。（一部例示）

・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。

・お客様が参加旅行者の条件を満たしていないことがわかったとき。

・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■ 取消料

旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取消しされる場合には、旅行代金に対して1人につき下記の料率の取消料をお支払いいただきます。

「取消日取消料」

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって

- 1) 21日目にあたる日以前の解除（日帰り旅行にあっては11日目）無料
- 2) 20日目にあたる日から8日前までの解除（日帰り旅行にあっては10日目）旅行代金の20%
- 3) 7日目にあたる日から2日前までの解除 旅行代金の30%
- 4) 旅行開始日の前日の解除 旅行代金の40%
- 5) 当日の解除または無連絡不参加 旅行代金の100%

■ 当社の責任

当社は当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内（手荷物に関するものは14日以内）に当社に通知があった場合に限り、また、手荷物に生じた損害についての賠償限度額は1人15万円（当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。）とします。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は原則として責任を負いません。

■ 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、当社旅行業約款（別紙）特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金

（15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円）を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、その日は「当旅行参加中」とはいたしません。

■ 旅程保証

旅行日程に下表左欄に掲げる変更が行われた場合は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表右欄に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、当社が一募集型企画旅行契約について支払う変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一募集型企画旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は追加代金を含めた代金です。

当社は、下表左欄に掲げる契約内容の変更が生じた原因が以下による場合は、変更補償金を支払いません。ただし、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が生じたことによるものについては、この限りではありません。

①天災地変②戦乱③暴動④官公署の命令⑤欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止⑥遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供⑦参加者の生命又は身体确保安全確保のため必要な措置

■ お客様の責任

○お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

○お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他の企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

○お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■ 事故等のお申し出について

添乗員等が同行しない場合であって、旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。

■ 国内旅行保険の加入について

当社は、当社の旅行業約款により、お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害については一定の範囲で補償させていただきますが、より一層安心してご旅行いただくため、お客様自身でも旅行傷害保険に加入されますようお願いいたします。

■ 募集型企画旅行業約款について

この取引条件説明書面に定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。印刷した当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください（但し、別途郵送料300円かかります）。

以上